

**少額の減価償却資産の取扱い**

償却方法 取得価額	個別減価償却	中小企業特例 (* 1)	3年一括償却	一時損金算入 又は必要経費
10万円未満	申告対象	申告対象	申告対象外 (* 2)	申告対象外 (* 2)
10万円以上 20万円未満				申告対象外 (* 2)
20万円以上 30万円未満				
30万円以上		申告対象外 (* 2)		

※ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のものは、申告対象外です。

\* 1 中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産です。

\* 2 令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産は、当該償却方法から除外されます。